

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2019年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288

事業者名 埼玉新都市交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 南雲 敦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
志久駅	エレベーター整備(新設) ・エレベータ電源変電所の増強工事(2019年度設計着手～2023年度竣工予定)	設計を実施
加茂宮駅	多機能トイレ整備(新設) ・改札内トイレ新設(多機能トイレ整備)	整備完了共用開始
大宮駅 鉄道博物館駅 加茂宮駅 丸山駅 内宿駅	ホーム端の警告表示の見直し ・ホーム端の警告表示の改修工事	計画の通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の実施	・改札通過時に、手助けを必要とするご高齢の方、障がいをお持ちの方がいらした場合は、積極的にお声がけをしております。 ・車いすをご利用のお客さまにお声がけをし、乗降の介助を必要とするお客さまに、渡り板でご対応しております。	積極的に実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先案内表示器の増設	乗降人員の多い大宮、鉄道博物館駅(上り)の2ホームに増設を計画(2019年度)	計画の通り実施済み

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	駅務員のサービス介助士資格取得について、取得及び資格更新の費用を全額会社が負担し、毎年度計画的に資格取得者を増やしている。(2019年度4名新規取得、累計14名予定)	計画の通り、4名が新規取得した

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

(2020年3月31日現在)

鉄道駅 名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当 たりの利用 者数	有人駅 、無人駅 の別	公共交通 移動等円 滑化基準 省令適合 の有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーターの 設置基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 昇降機 の設置 基数	傾斜路 の設置 箇所 数	視覚障 害誘導 用ブロ ックの 設置の 有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 使用者 の円滑 な乗降 が可能 なプラ ットホ ームの 数	転落防 止のた めの設 置の有 無			
大宮駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	48,654人			○	1	1	基 ()	基 ()	基	1箇所 (1)	○	○	○	○	○	1	○			
鉄道博物館駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	10,299人			○	2	2	2基 (2)	3基 ()	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	2	○			
加茂宮駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	6,051人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		○	○	○	2	○			
東宮原駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	4,925人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	1箇所 (1)	○		—	○	○	2	○			
今羽駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	5,330人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	2	○			
吉野原駅	伊奈線	埼玉県さいたま市	3,566人	○ —			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	2	○			
原市駅	伊奈線	埼玉県上尾市	3,116人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	2	○			
沼南駅	伊奈線	埼玉県上尾市	3,800人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	2	○			
丸山駅	伊奈線	埼玉県北足立郡伊奈町	2,802人	○ —		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	2	○			
志久駅	伊奈線	埼玉県北足立郡伊奈町	3,926人	○ —			1		基 ()	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	1	○			
伊奈中央駅	伊奈線	埼玉県北足立郡伊奈町	2,234人	○ —		○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	1箇所 (1)	○		—	○	○	1	○			
羽貫駅	伊奈線	埼玉県北足立郡伊奈町	4,380人	○ —		○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	1箇所 (1)	○		—	○	○	1	○			
内宿駅	伊奈線	埼玉県北足立郡伊奈町	5,151人	○ —		○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	箇所 ()	○		—	○	○	1	○			
(合計) 計 駅							11駅	0駅	11駅	21	18	17基 (17)	3基 ()	0基	4箇所 (4)	13駅	2駅	3駅	13駅	13駅	13	13駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	14編成 (84両)	12編成 (72両)	12編成	0編成	0編成	14編成	0編成
(合計)	14編成 (84両)	12編成 (72両)	12編成	0編成	0編成	14編成	0編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。